

長第144号
平成25年5月14日

各指定居宅サービス事業所
各指定介護予防サービス事業所
各介護保険施設 } 開設者様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課長
(公印省略)

「和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める各条例」
の施行に係る運営規程の変更について

平成25年4月1日付けで標記条例が施行されたことに伴い、各指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所及び介護保険施設（指定介護療養型医療施設を含む。）におきましては、各事業所及び施設で策定されている運営規程に下記事項が記載されている場合には、標記条例の施行に沿った変更が必要となります。

つきましては、別添平成25年3月4日付け長第791号（以下「別添通知」という。）にて、運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出の特例を通知させていただいているところですが、下記事項についても、変更届出の特例の対象事項としますので、変更の必要のある事業所及び施設については別添通知の提出期間、提出先及び提出部数に従い提出いただきますようお願いします。

なお、下記事項に係る変更届出の提出書類は、「変更届出書（別記第4号様式）」と「運営規程」になります。

また、運営規程の内容で下記事項の変更及び別添通知の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更事項がない事業所及び施設につきましては今回の変更届の提出は必要ありません。

※変更届出書の様式については、「きのくに介護deネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaiodenet/>)に掲載しておりますので、ご参照下さい。

※インターネットに接続していない事業者にあっては、長寿社会課サービス指導班又は各振興局健康福祉部保健福祉課に問い合わせをお願いします。

※本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、傘下の事業所には貴職から通知し、届出漏れのないようお願いします。

記

1. 【運営規程の変更届出の対象となる記載内容】

	変更前（対象となる記載内容）	変更後
①	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）	和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）
②	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）	和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第66号）

③	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）	和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第59号）
④	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）	和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第62号）
⑤	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）	和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第63号）
⑥	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）	和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年和歌山県条例第64号）

2. 【運営規程に「記録の保存」についての記載がある場合】

	変更前（対象となる記載内容）	変更後
①	その完結の日から2年間	サービスを提供した日から5年間

担当：長寿社会課
サービス指導班
TEL：073-441-2527
FAX：073-441-2523